平成 26 年 8 月 20 日

「徳島県水防計画」の変更について

１）宍喰川（日比原地点）での水防活動に係る水位設定の見直し

２）水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行についての修正

３）付表、資料の時点修正

１）宍喰川（日比原地点）での水防活動に係る水位設定の見直し

宍喰川では，過去に大水害があったことから，平成２２年５月に「水位周知河川」に指定した。しかし，類推値により水位設定を行っていたため，大雨・洪水いずれの警報発令もない状態で水防団待機水位に達する状況が発生するなど，緊急時に備えて参集するという目的から外れた状態となっていた。この度，必要なデータが蓄積されたことから水位設定の見直しを行い，平成２６年度徳島県水防計画に反映する。

	宍喰川（日比原）			
	現行		変更	
	設定水位	発生頻度	設定水位	発生頻度
はん濫危険水位	3.10m	2回/5年	3.10m	2回/5年
避難判断水位	2.60m	10回/5年	2.60m	10回/5年
はん濫注意水位	2.10m	27回/5年	2.30m	13回/5年
水防団待機水位	1.70m	60回/5年	2.10m	27回/5年

※発生頻度は平成21年1月から平成25年12月を対象

２）水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行についての修正

平成２５年７月１１日に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」の一部が施行され，水防法第２条第５項の規定に基づき徳島県水防計画に「水防活動への河川管理者の協力」を記載する。

水防法　第２条第５項

この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者　･･･(中略)･･･　の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

３）付表，資料について時点修正

（主な変更点）

・勝浦川水系勝浦川はん濫警戒情報　予報文の見直し

（※都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報ガイドラインにより変更）

・重要水防区域の変更

重要水防区域の延長	減	368,175m→367,475m	△７００m
水防上最も重要な区間（A区間）	減	155,899m→154,990m	△９０９m
水防上重要な区間（B区間）	減	203,039m→202,130m	△９０９m

・その他関係区域の戸数、住民数、水防団員の人数等変更